



品川区ホームページ



掲載記事は5月30日時点の情報です。

発行/品川区 編集/戦略広報課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(戦略広報課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

東京都議会議員選挙



投票日 **6月22日(日)**

投票時間 午前**7**時～午後**8**時

投票日当日は、「投票所入場整理券」に記載されている投票所へお越してください。

6年度品川区明るい選挙啓発ポスターコンクール 選挙管理委員会委員長賞 (小学校の部 上神明小学校6年生)

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票できます。投票の際は、**ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちいただくとスムーズに投票できます。**

期日前投票所により、投票期間・投票時間が異なります。詳しくは次の表をご確認ください。

期日前投票所	投票期間	投票時間
品川区役所 (第二庁舎6階261会議室)	6月 14日(土) ～21日(土)	午前8時30分～午後8時
地域センター (13カ所)	6月 15日(日) ～21日(土)	
アトレ大井町 (3階セントラルガーデン)	6月 18日(水) ～21日(土)	午前 10時 ～午後8時

※地域センターでは、通常業務時間外は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

期日前投票の注意

あらかじめ「投票所入場整理券」裏面の「宣誓書(兼請求書)」にご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。**「投票所入場整理券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。**

ご希望の方には投票済証をお渡します

投票後、希望された方に「シナモロール」デザインの投票済証を1人1枚お渡しします。ご希望の方は、投票所の係員にお声がけください。



© 2025 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L655975

期日前投票所の混雑状況

6月20日(金)夕方から21日(土)は、どの期日前投票所も混雑が予想されます。できるだけ他の日程でご利用ください。

投票所にお越しいただく際は「暑さ対策」を忘れずに!

休憩場所としてご利用いただける「避暑シェルター」を開設しています。対象施設や利用時間など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

区ホームページは
こちらから



区ホームページの問い合わせフォームはこちら



品川区で投票できる方・できない方

次の全てにあてはまる方は 品川区で投票できます

- 日本国籍で、平成19年6月23日以前に生まれた
- 令和7年3月12日以前に品川区に転入の届け出をした
- 投票する日まで引き続き東京都内に住んでいる

次のいずれかにあてはまる方は 品川区では投票できません

- 平成19年6月24日以降に生まれた
 - 令和7年3月13日以降に品川区に転入の届け出をした
 - 東京都外へ転出した
- ※「投票所入場整理券」がお手元に届いても、投票するまでに東京都外へ転出した方は投票できませんのでご注意ください(転出する日までは期日前投票ができます)。

品川区に転入 ※転入は役所に届け出た日	3月12日以前に品川区に転入の届け出をして、引き続き居住している方	3月13日以降に品川区に転入の届け出をした方	
	都内から転入	品川区で投票できます	
	都外から転入	品川区で投票できません	
品川区から転出 ※転出は異動した日	2月13日以前に品川区から転出した方	2月14日～3月12日に品川区から転出し、新住所地に転入の届け出をした方	3月13日以降に品川区から転出した方
	都内へ転出	品川区では投票できません	品川区では投票できません*2
	都外へ転出	品川区で投票できます*3	
品川区内で転居	5月16日以前に転居の届け出をした方	5月17日以降に転居の届け出をした方	
		転居先の住所の投票所で投票できます	転居前の住所の投票所で投票できます

- *1 詳しくは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- *2 新住所地の選挙人名簿に登録されていれば、新住所地で投票できます。
- *3 引き続き東京都内に住所を有している旨の証明書(運転免許証、マイナンバーカード、住民票(選挙用)など)をご提示いただくとスムーズにご案内できます。なお、住民票(選挙用)は戸籍担当窓口にて、無料で発行します。

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で郵送します

封筒には世帯全員分の「投票所入場整理券」が1人1枚ずつ同封されています。投票日当日は、ご自分の整理券をお持ちのうえ、整理券に記載されている投票所へお越しください。なお、**整理券をお持ちでない場合でも、上記の「品川区で投票できます」にあてはまる方は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。**



不在者投票

滞在先で行う不在者投票

仕事や旅行などで区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。郵送には時間がかかりますので、お早めをお願いします。
※投票用紙は告示日の翌日(6月14日(土))から順次発送します。
※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、区ホームページからダウンロードもできます。
※不在者投票ができる期間は、品川区で期日前投票を行っている期間となります。
※滞在先の自治体によって受付場所や時間などが異なりますので、必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます

指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。
※区内の対象施設は、区ホームページで確認できます。



区ホームページはこちらから

郵便などによる不在者投票 ※投票用紙の請求(6月18日(水)必着)

郵便などによる不在者投票ができる方

〈表1〉にあてはまる方は、自宅で投票用紙に候補者名を自書し、郵便などで投票できます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要なため、手続きはお早めをお願いします。
※登録の有効期限が過ぎている方も申請が必要です。
※投票用紙の請求は6月18日(水)必着です。

●証明書の取得を希望する方

証明書交付申請書とあわせて、障害者手帳や介護保険被保険者証(原本)などの提出が必要です。

●取得した証明書を紛失した方・証明書の有効期限が過ぎた方

再度、発行の手続きが必要です。詳しくは、品川区選挙管理委員会にお問い合わせください。

〈表1〉

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

〈表2〉

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症～第2項症

代理記載が認められる方

〈表1〉・〈表2〉ともにあてはまる方が認められます。あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

どなたでも投票しやすい環境をめざしています

投票支援カードをご利用いただけます

投票所で支援が必要な方向けに「投票支援カード」を用意しています。あらかじめ投票支援カードに記入しておき、投票所の係員に提示していただくと、投票所内で必要な支援を受けることができます。

「投票支援カード」は入場整理券とともに郵送しているほか、区ホームページからダウンロードもできます。

区ホームページはこちらから



その他の支援

- スロープの設置…スロープを設置して投票所の段差をなくしています。
- 車いす・拡大鏡・老眼鏡・投票用紙記名補助具を用意
- 高さの低い記載台を設置…車いすや体が不自由な方のために、低い記載台を設置しています。
- コミュニケーションボードを用意…言葉や耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関するやり取りができるコミュニケーションボードを用意しています。また、文字を書いてやり取りできるホワイトボードも用意しています。
- 投票所への移動支援…介護が必要な方や障害のある方は、投票所への移動に関して支援が受けられる場合があります。

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。

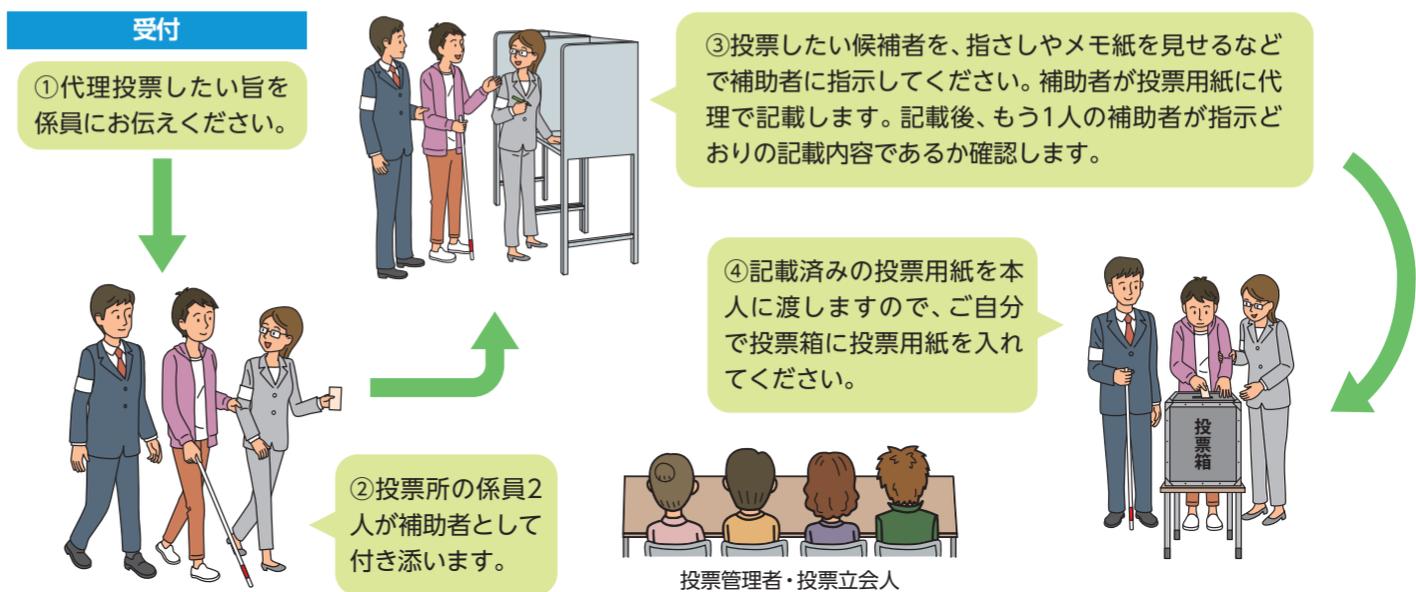
投票用紙記名補助具

ご自分で投票用紙の枠の中に記入できるよう、記入スペースがくりぬかれたカードケースを用意しています。



代理投票

投票所において、ご自分で投票用紙への記入が困難な方は「代理投票」ができます。「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。



投票所での注意事項

投票所における次の行為は、他の選挙人の投票の妨げになる場合がありますので、ご遠慮ください。

- 選挙人以外の方と一緒に入ること ※子ども(18歳未満)は一緒に入ることができます。
- スマートフォンなどを利用した通話や、他の選挙人が映り込む撮影をすること
- ペットを連れて入ること ※盲導犬などの補助犬は可。
- 特定の候補者名などを他の選挙人に示すこと

候補者をよく知って投票していただくために

選挙公報をご覧ください

選挙公報を各世帯に配布します

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を6月21日(土)までに、各世帯に配布します。届かない場合は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。なお、地域センターや文化センター、図書館などの区施設にも置いてあるほか、区ホームページにも掲載しますのでご利用ください。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています

希望する方は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。

区ホームページはこちらから



公営ポスター掲示場の設置

公営ポスター掲示場を、区内348カ所に設置します。候補者は、ポスター掲示場以外の場所にポスターを貼ることはできません。ポスター掲示場の設置箇所は、区ホームページでご覧いただけます。

区ホームページはこちらから



寄附はNO！ 有権者は求めない 政治家は贈らない

政治家(区議会議員や区長などの公職に就いている人とこれから公職の候補者となろうとする人)が、自分の選挙区内にいる人に対して、お金や物などを贈ること(寄附)は公職選挙法で禁止されています。

また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

政治家が禁止されている寄附の例

- お中元やお歳暮
- 病気見舞い
- 葬式の花輪や供花
- 開店祝いや落成式の花輪
- 入学祝い、卒業祝い
- 地域の運動会やスポーツ大会、お祭りへの寄附や飲食物の差し入れ
- 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ
- 秘書や家族などが代理で出席して出す結婚祝いや葬式の香典



あなたの投票所はこちらです

※住所は50音順です。

Table with 4 columns: 住所 (Address), 丁目 (District), 番地 (Block), 投票所 (Polling Station). It lists polling stations for various wards including 荏原, 大井, 大崎, 勝島, 上大崎, 北品川, 小山, 小山台, 戸越, 中延, 西大井, 西五反田, 西品川, 西中延, 旗の台, 東大井, 東五反田, 東五反田, 東品川, 東中延, 東八潮, 平塚, 広町, 二葉, 南大井, 南品川, 八潮, and 豊町.

東京都議会議員選挙の情報をお知らせします

品川区ホームページ

トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙



区ホームページはこちら

投票所の混雑状況

午前7時～9時の早朝の時間帯は、他の時間帯に比べると混雑していません。混雑と暑さを避けてスムーズに投票したい場合の参考にしてください。



問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局(☎5742-6845 Fax5742-6894)